

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内																																																																																													
協定書の名称	東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定	九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書																																																																																													
締結年月日	令和4年9月26日	平成11年1月5日	平成9年2月28日	平成31年4月1日	令和4年3月31日	平成31年4月1日	平成27年11月5日																																																																																													
施行年月日	令和4年10月1日（第16条）	平成11年1月5日（第13条）	平成9年3月1日（附則）	平成31年4月1日（附則）	令和4年4月1日	平成31年4月1日（第12条）	平成27年11月5日（第15条）																																																																																													
変更協定関連	附則 ①令和4年3月7日に締結された「東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」は、これを廃止する。	-	-	-	中国地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）は、平成23年1月31日付けで締結した中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。 記 ①原協定第2条の協定事業者中の「米子市水道局」を削除する。 ②この協定は、令和4年4月1日から適用する。	-	-																																																																																													
施行期間	-	-	-	-	第16条（施行期間） この協定は、平成23年2月1日から施行する。また、協定満了期日は平成23年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。	-	第15条（施行期間） この協定は、平成27年11月5日から施行する。また、協定満了期日は、平成28年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。																																																																																													
対象事業体名	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、一関市、大館市、東根市、いわき市、白河市、南相馬市、村田町、小国町、六ヶ所村、西郷村、双葉地方水道企業団（6県6市2町2村1企業団）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市（1都5県2市）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市（4県1市）	福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、越前市、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、高砂市、朝来市、和歌山市、紀の川市、若狭町、福崎町、大阪広域水道企業団（1府4県10市2町1企業団）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、鳥取市、福山市、呉市、大竹市、岩国市、山陽小野田市（5県6市）	徳島県、愛媛県、高知県、香川県広域水道企業団（3県1企業団）	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市、伊万里市、諫早市、大村市、松浦市、合志市、杵築市、国東市、大津町、西原村（6県8市1町1村）																																																																																													
各条の概要	第1条（趣旨） この協定は、東北地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧対応が困難な場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。 第2条（協定事業者） 前条に規定する協定事業者は次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>協定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青森県</td><td>青森県</td></tr> <tr><td></td><td>六ヶ所村</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>岩手県</td></tr> <tr><td></td><td>一関市</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td></td><td>村田町</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>秋田県</td></tr> <tr><td></td><td>大館市</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>山形県</td></tr> <tr><td></td><td>東根市</td></tr> <tr><td></td><td>小国町</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>福島県</td></tr> <tr><td></td><td>いわき市</td></tr> <tr><td></td><td>白河市</td></tr> <tr><td></td><td>南相馬市</td></tr> <tr><td></td><td>西郷村</td></tr> <tr><td></td><td>双葉地方水道企業団</td></tr> </tbody> </table>	圏域	協定事業者	青森県	青森県		六ヶ所村	岩手県	岩手県		一関市	宮城県	宮城県		村田町	秋田県	秋田県		大館市	山形県	山形県		東根市		小国町	福島県	福島県		いわき市		白河市		南相馬市		西郷村		双葉地方水道企業団	第1条（趣旨） この協定は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市及び川崎市の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が、地震等の大規模な災害で被災し、被災した協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合に、被災事業者が他の事業者に要請する応援活動を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。	第1条（趣旨） この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者（以下「事業者」という。）は、地震等による災害が発生し、被災した事業者独自ではその対応が困難な場合に、事業者間の相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、この覚書を締結する。	第1条（趣旨） この協定は、中国地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。 第2条（協定事業者） 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>協定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鳥取県</td><td>鳥取県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>鳥取市水道局</td></tr> <tr><td>島根県</td><td>島根県企業局</td></tr> <tr><td>岡山県</td><td>岡山県企業局</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>広島県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>福山市上下水道局</td></tr> <tr><td></td><td>呉市上下水道局</td></tr> <tr><td></td><td>大竹市上下水道局</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>山口県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>岩国市水道局</td></tr> <tr><td></td><td>山陽小野田市水道局</td></tr> </tbody> </table>	圏域	協定事業者	鳥取県	鳥取県企業局		鳥取市水道局	島根県	島根県企業局	岡山県	岡山県企業局	広島県	広島県企業局		福山市上下水道局		呉市上下水道局		大竹市上下水道局	山口県	山口県企業局		岩国市水道局		山陽小野田市水道局	第1条（趣旨） この協定は、徳島県、愛媛県、高知県及び香川県広域水道企業団の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、当該被災事業者からの要請により他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。	第1条（趣旨） この協定は、九州地域の各工業用水道事業者のうち本協定を締結した者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。 第2条（協定事業者） 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>協定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福岡県</td><td>福岡県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>北九州市上下水道局</td></tr> <tr><td>佐賀県</td><td>佐賀県東部工業用水道局</td></tr> <tr><td></td><td>伊万里市水道部</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>諫早市上下水道局</td></tr> <tr><td></td><td>大村市上下水道局</td></tr> <tr><td></td><td>松浦市上下水道課</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>熊本県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>合志市水道局</td></tr> <tr><td></td><td>大津町工業用水道課</td></tr> <tr><td></td><td>西原村産業課</td></tr> <tr><td>大分県</td><td>大分県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>杵築市上下水道課</td></tr> <tr><td></td><td>国東市上下水道課</td></tr> <tr><td>宮崎県</td><td>宮崎県企業局</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>鹿児島県工業用水道部</td></tr> </tbody> </table>	圏域	協定事業者	福岡県	福岡県企業局		北九州市上下水道局	佐賀県	佐賀県東部工業用水道局		伊万里市水道部	長崎県	諫早市上下水道局		大村市上下水道局		松浦市上下水道課	熊本県	熊本県企業局		合志市水道局		大津町工業用水道課		西原村産業課	大分県	大分県企業局		杵築市上下水道課		国東市上下水道課	宮崎県	宮崎県企業局	鹿児島県	鹿児島県工業用水道部
圏域	協定事業者																																																																																																			
青森県	青森県																																																																																																			
	六ヶ所村																																																																																																			
岩手県	岩手県																																																																																																			
	一関市																																																																																																			
宮城県	宮城県																																																																																																			
	村田町																																																																																																			
秋田県	秋田県																																																																																																			
	大館市																																																																																																			
山形県	山形県																																																																																																			
	東根市																																																																																																			
	小国町																																																																																																			
福島県	福島県																																																																																																			
	いわき市																																																																																																			
	白河市																																																																																																			
	南相馬市																																																																																																			
	西郷村																																																																																																			
	双葉地方水道企業団																																																																																																			
圏域	協定事業者																																																																																																			
鳥取県	鳥取県企業局																																																																																																			
	鳥取市水道局																																																																																																			
島根県	島根県企業局																																																																																																			
岡山県	岡山県企業局																																																																																																			
広島県	広島県企業局																																																																																																			
	福山市上下水道局																																																																																																			
	呉市上下水道局																																																																																																			
	大竹市上下水道局																																																																																																			
山口県	山口県企業局																																																																																																			
	岩国市水道局																																																																																																			
	山陽小野田市水道局																																																																																																			
圏域	協定事業者																																																																																																			
福岡県	福岡県企業局																																																																																																			
	北九州市上下水道局																																																																																																			
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局																																																																																																			
	伊万里市水道部																																																																																																			
長崎県	諫早市上下水道局																																																																																																			
	大村市上下水道局																																																																																																			
	松浦市上下水道課																																																																																																			
熊本県	熊本県企業局																																																																																																			
	合志市水道局																																																																																																			
	大津町工業用水道課																																																																																																			
	西原村産業課																																																																																																			
大分県	大分県企業局																																																																																																			
	杵築市上下水道課																																																																																																			
	国東市上下水道課																																																																																																			
宮崎県	宮崎県企業局																																																																																																			
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部																																																																																																			
	-	第2条（定義） ①この協定の対象となる「大規模な災害」とは、原則として、災害対策基本法第2条第1号に掲げられる災害とし、かつ、同法第97条に規定する「激甚災害」に相当する規模のものとする。ただし、被害全体の規模の程度にかかわらず、工業用水道施設の被害の程度、状況によっては対象とすることができるものとする。 ②この協定に基づく「応援活動」の範囲は、原則として、被災した施設の仮復旧（仮復旧せず、最初から本復旧をする場合を含む。）、給水再開まで及び被災事業者が要請する復旧業務とする。	-	第1条（趣旨）（実施細則） ②本覚書で対象とする「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号で規定する暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。	-	-	-																																																																																													

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内																																										
	<p>第3条（応援体制の整備） 東北地域に及び地震等の大規模な災害が発生した場合、被災しなかった協定事業者（以下、「応援事業者」という。）は、応援の要請に備え、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。</p>	<p>第3条（応援事業者） ①協定事業者の給水区域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合、被災を受けなかった協定事業者（以下「応援事業者」という。）は、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。 ②応援事業者は、応援活動を迅速、円滑に遂行するため、主たる応援事業者（以下「応援主管事業者」という。）を決定する。 ③応援主管事業者は、原則として第9条で定める幹事事業者のうち、被災事業者との連絡の便等から幹事、副幹事いずれか一方が努めることとし、他方がこれを補佐するものとする。 ④応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を行うものとする。</p>	<p>第2条（応援事業者） ①応援事業者は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。 ②応援事業者は、相互に連絡をとり、主たる応援事業者（以下「応援主管事業者」という。）を決定する。 ③応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を行うものとする。</p>	<p>第2条（代表事業者） ①応援を円滑に実施するため、各府県の区域を一つの圏域とし、各圏域を代表する事業者（以下「代表事業者」という。）を次表のとおり定める。</p> <table border="1"> <tr><th>圏域</th><th>代表事業者</th></tr> <tr><td>福井県</td><td>福井県工業用水道事業者</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>滋賀県工業用水道事業者</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>京都府工業用水道事業者</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>大阪府工業用水道事業者</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>兵庫県工業用水道事業者</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>和歌山県工業用水道事業者</td></tr> </table> <p>②代表事業者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）圏域内の事業者の被災状況及び応援要請への対応能力の把握 （2）応援に関する圏域内の事業者間の連絡調整 （3）応援に関する圏域間の連絡調整</p>	圏域	代表事業者	福井県	福井県工業用水道事業者	滋賀県	滋賀県工業用水道事業者	京都府	京都府工業用水道事業者	大阪府	大阪府工業用水道事業者	兵庫県	兵庫県工業用水道事業者	和歌山県	和歌山県工業用水道事業者	<p>第3条（代表事業者） 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者（以下「代表事業者」という。）を下記のとおり定める。</p> <table border="1"> <tr><th>圏域</th><th>代表事業者</th></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>鳥取県企業局</td></tr> <tr><td>島根県</td><td>島根県企業局</td></tr> <tr><td>岡山県</td><td>岡山県企業局</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>広島県企業局</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>山口県企業局</td></tr> </table> <p>第4条（応援体制の整備） 協定事業者は、中国地域に及び地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援活動を速やかに実施できる体制を整備するものとする。</p>	圏域	代表事業者	鳥取県	鳥取県企業局	島根県	島根県企業局	岡山県	岡山県企業局	広島県	広島県企業局	山口県	山口県企業局	<p>第2条（応援体制の整備） 協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。</p>	<p>第3条（代表事業者） 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者（以下「代表事業者」という。）を下記のとおり定める。</p> <table border="1"> <tr><th>圏域</th><th>代表事業者</th></tr> <tr><td>福岡県</td><td>福岡県企業局</td></tr> <tr><td>佐賀県</td><td>佐賀県東部工業用水道局</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>松浦市上下水道課</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>熊本県企業局</td></tr> <tr><td>大分県</td><td>大分県企業局</td></tr> <tr><td>宮崎県</td><td>宮崎県企業局</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>鹿児島県工業用水道部</td></tr> </table>	圏域	代表事業者	福岡県	福岡県企業局	佐賀県	佐賀県東部工業用水道局	長崎県	松浦市上下水道課	熊本県	熊本県企業局	大分県	大分県企業局	宮崎県	宮崎県企業局	鹿児島県	鹿児島県工業用水道部
圏域	代表事業者																																																
福井県	福井県工業用水道事業者																																																
滋賀県	滋賀県工業用水道事業者																																																
京都府	京都府工業用水道事業者																																																
大阪府	大阪府工業用水道事業者																																																
兵庫県	兵庫県工業用水道事業者																																																
和歌山県	和歌山県工業用水道事業者																																																
圏域	代表事業者																																																
鳥取県	鳥取県企業局																																																
島根県	島根県企業局																																																
岡山県	岡山県企業局																																																
広島県	広島県企業局																																																
山口県	山口県企業局																																																
圏域	代表事業者																																																
福岡県	福岡県企業局																																																
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局																																																
長崎県	松浦市上下水道課																																																
熊本県	熊本県企業局																																																
大分県	大分県企業局																																																
宮崎県	宮崎県企業局																																																
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部																																																
	<p>第4条（応援主管事業者及び応援副主管事業者） 応援活動を迅速かつ円滑に遂行するため、主たる応援事業者（以下、「応援主管事業者」という。）及び、応援主管事業者が被災した場合に代わってその業務を遂行する応援事業者（以下、「応援副主管事業者」という。）を実施細則により定める。</p> <p>第2条（応援の要請等の手続）（実施細則） ①協定第4条に規定する応援主管事業者及び応援副主管事業者は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><th>被災事業者</th><th>応援主管事業者</th><th>応援副主管事業者</th></tr> <tr><td>青森県内事業者</td><td>岩手県</td><td>山形県</td></tr> <tr><td>岩手県内事業者</td><td>秋田県</td><td>福島県</td></tr> <tr><td>秋田県内事業者</td><td>青森県</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>宮城県内事業者</td><td>福島県</td><td>秋田県</td></tr> <tr><td>山形県内事業者</td><td>宮城県</td><td>青森県</td></tr> <tr><td>福島県内事業者</td><td>山形県</td><td>岩手県</td></tr> </table>	被災事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者	青森県内事業者	岩手県	山形県	岩手県内事業者	秋田県	福島県	秋田県内事業者	青森県	宮城県	宮城県内事業者	福島県	秋田県	山形県内事業者	宮城県	青森県	福島県内事業者	山形県	岩手県		<p>第2条（応援主管事業者）（実施細則） ①協定書第2条第2項に規定する応援主管事業者は、原則として被災事業者の被災地に最も交通至便な隣接事業者とする。ただし、広範囲な災害の場合は、被災事業者の間で速やかに協議した上で決定するものとする。</p>	<p>第3条（応援主管圏域等） 応援活動を円滑に実施するため、応援を担当する応援主管圏域及び応援副主管圏域を補佐する応援副主管圏域を次表のとおり定める。</p> <table border="1"> <tr><th>被災圏域</th><th>応援主管圏域</th><th>応援副主管圏域</th></tr> <tr><td>福井県</td><td>滋賀県</td><td>京都府</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>京都府</td><td>福井県</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>大阪府</td><td>福井県</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>兵庫県</td><td>和歌山県</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>大阪府</td><td>京都府</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>大阪府</td><td>兵庫県</td></tr> </table>	被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域	福井県	滋賀県	京都府	滋賀県	京都府	福井県	京都府	大阪府	福井県	大阪府	兵庫県	和歌山県	兵庫県	大阪府	京都府	和歌山県	大阪府	兵庫県			
被災事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者																																															
青森県内事業者	岩手県	山形県																																															
岩手県内事業者	秋田県	福島県																																															
秋田県内事業者	青森県	宮城県																																															
宮城県内事業者	福島県	秋田県																																															
山形県内事業者	宮城県	青森県																																															
福島県内事業者	山形県	岩手県																																															
被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域																																															
福井県	滋賀県	京都府																																															
滋賀県	京都府	福井県																																															
京都府	大阪府	福井県																																															
大阪府	兵庫県	和歌山県																																															
兵庫県	大阪府	京都府																																															
和歌山県	大阪府	兵庫県																																															
	<p>第5条（応援の要請等） ①被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、実施細則に定めるところにより、応援を要請するものとする。 ②前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、現地に赴き速やかに応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合はこの限りではない。</p>	<p>第4条（応援の要請） ①被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定める事項を明らかにして、幹事事業者又は連絡の取り得るいずれかの協定事業者に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合は、この限りではない。 ②要請を受けた幹事事業者又は協定事業者は、直ちに他の協定事業者又は幹事事業者に要請内容を連絡するものとする。</p>	<p>第4条（応援の要請） 被災事業者は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業者に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。</p>	<p>第4条（圏域内への応援要請） ①応援を受けようとする事業者（以下「被災事業者」という。）は、圏域内の他の事業者に応援を要請することができる。 ②応援要請は、必要とする応援内容を明示して文書によりこれを行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、後日、文書を速やかに提出するものとする。 ③第1項の規定により応援を要請した被災事業者は、代表事業者に応援の要請について通知しなければならない。</p>	<p>第5条（応援の要請等） ①被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、別に定めるところにより、代表事業者に応援を要請するものとする。 ②前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者（以下「応援主管事業者」という。）は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。</p>	<p>第3条（応援の要請等） ①被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより他の協定事業者に応援に関する調整を依頼するものとする。 ②前項の規定による調整の依頼を受けた協定事業者は、他の協定事業者と調整し、応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）及び応援事業者のうちで主となるもの（以下「応援主管事業者」という。）を決定するものとする。この場合において、応援主管事業者は、当該調整の結果を被災事業者及び被災事業者に連絡するものとする。 ③被災事業者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、応援主管事業者に対し、別に定めるところにより応援を要請するものとする。 ④前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。</p>	<p>第4条（応援の要請等） ①被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、当該圏域の代表事業者に応援を要請するものとする。 ②前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者（以下「応援主管事業者」という。）は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。</p>																																										
	<p>第5条（応援の要請等） ③通信途絶等により被災事業者から第1項の規定に基づく要請がない場合には、応援主管事業者は被災事業者と連携し、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。 ④前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ被災事業者との連絡ができない場合には、応援主管事業者及び応援事業者は、自主的に応援活動を実施するものとする。 ⑤前項の応援活動は、被災事業者から第1項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。</p>	<p>第5条（通信途絶等の場合の自主活動） ①通信途絶等により被災事業者から第4条の規定に基づく要請がない場合には、幹事事業者は、速やかに被災事業者に近接する協定事業者等と連絡をとり、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。 ②前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ、被災事業者との連絡ができない場合には、被災事業者は国及び社団法人日本工業用水協会等と調整の上、自主的に応援活動を実施するものとする。 ③前2項の応援活動は、被災事業者から第4条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。</p>	<p>第9条（通信途絶等による自主的活動）（実施細則） ①通信の途絶等により被災事業者から協定書第4条の規定に基づく要請がない場合には、被災事業者は、速やかに相互に連絡をとり、被災事業者の被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。 ②被災事業者は、前項の情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災事業者と連絡ができない場合には、自主的に応援活動を実施するものとする。 ③前2項の活動は、被災事業者から協定書第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。</p>																																														

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内
	-	-	-	<p>第8条（緊急調査等） ①代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震、又は激甚な災害が発生した場合には、速やかに自己を含む圏域内の応援要請への対応能力について調査しなければならない。 ②代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震又は激甚な災害で通信が途絶し、被災事業者及び被災圏域の代表事業者と連絡がとれない場合には、速やかに被災事業者等に職員を派遣し、応援の実施に必要な情報を収集する。</p> <p>第11条（緊急調査の内容）（実施細則） 覚書第8条第1項の規定による応援要請への対応能力の調査事項は、次のとおりとする。 （1）応援従事可能職員 （2）資機材の備蓄状況</p>	-	-	-
	<p>第6条（応援活動の内容） 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。 （1） 職員の派遣 （2） 物資及び資材の提供 （3） その他被災事業者からの要請のあった事項</p>	<p>第6条（応援の内容） 応援の内容は、次のとおりとする。 （1） 応急の復旧作業に必要な人員（職員、施工業者等）の派遣、資機材の提供 （2） その他被災事業者から要請のあった事項</p>	<p>第3条（応援の内容） 応援の内容は、次のとおりとする。 （1） 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供 （2） その他被災事業者から要請のあった事項</p>	<p>第1条（応援の内容） 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 職員の派遣 （2） 資機材の提供 （3） その他、被災した事業者から要請のあった事項</p>	<p>第6条（応援活動の内容） 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。 （1） 職員の派遣 （2） 物資及び資機材の提供 （3） その他被災事業者から要請のあった事項</p>	<p>第4条（応援活動の内容） 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。 （1） 物資及び資機材の提供 （2） 職員の派遣 （3） その他特に被災事業者から要請のあった事項</p>	<p>第5条（応援の内容） 応援の内容は、次のとおりとする。 （1） 職員の派遣 （2） 物資及び資機材の提供 （3） その他被災事業者から要請のあった事項</p>
	<p>第9条（経費の負担） ①応援活動に要した経費は、実施細則に定めるところにより原則として被災事業者の負担とする。 ②被災事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては被災事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。 ③被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。 ④被災事業者の職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。</p> <p>第10条（経費の負担）（実施細則） ①協定第9条第1項の規定による負担の区分は、【別表2】に定める。 ②協定第9条第3項の規定により、被災事業者が応援に要した経費を一時立て替えて支弁した場合には、被災事業者は原則として当該立て替えて支弁した年度内に被災事業者に対して当該経費を請求するものとする。</p>	<p>第7条（経費の負担） ①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。 ②被災事業者の職員が応援の業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業者が、また、被災事業者への往復の途中において生じたものについては当該職員の所属する被災事業者が賠償の責めに任ずるものとする。 ③被災事業者が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該費用を一時立て替えて支弁するものとする。 ④被災職員の派遣に要する経費の負担については、各被災事業者が定める規定により算出した当該被災職員の旅費及び諸手当の額の範囲とする。</p> <p>第11条（経費の負担）（実施細則） 協定第5条第4項に規定する被災職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定める規定により算出した当該被災職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。</p>	<p>第5条（経費の負担） ①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。 ②被災職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災業務の従事中に生じたものについては被災事業者が、また、被災事業者への往復の途中において生じたものについては被災事業者が賠償の責めに任ずるものとする。 ③被災事業者が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該費用を一時立て替えて支弁するものとする。 ④第1項の規定にかかわらず、被災職員の派遣に要する経費については、被災事業者と被災事業者が協議して定める。</p> <p>第11条（経費の負担）（実施細則） 協定第5条第4項に規定する被災職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定める規定により算出した当該被災職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。</p>	<p>第7条（応援経費の負担） ①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。 ②被災職員が被災業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、被災事業者の負担とする。 ③被災職員が業務上、第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災業務の従事中に生じたものは被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものは被災事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。 ④被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。</p> <p>第10条（応援経費の負担）（実施細則） ①被災事業者は、覚書第7条第4項の規定により被災に要した経費を一時立て替えて支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被災事業者に請求することができる。 （1） 職員の派遣については、被災事業者の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該職員の旅費及び諸手当に相当する額 （2） 業者の派遣については、被災事業者の算出基準により算出した額 （3） 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額 （4） 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額 （5） 機械器具類については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額 ②覚書第8条第2項の規定による職員派遣に要する経費は、被災事業者の負担とする。 ③覚書及び細則の規定によりがたい経費については、関係事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第9条（経費の負担） ①応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。 ②被災事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては被災事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。 ③被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。 ④被災事業者の職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。</p> <p>第10条（経費の負担）（実施細則） 協定第9条第3項の規定により、被災事業者が被災に要した経費を一時立て替えて支弁した場合には、被災事業者は原則として当該立て替えて支弁した年度内に被災事業者に対して当該経費を請求するものとする。</p>	<p>第7条（経費の負担） ①応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。 ②被災事業者の職員が被災活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては被災事業者が賠償の責めに任ずるものとする。 ③被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。 ④被災事業者の職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。</p> <p>第10条（経費の負担）（実施細則） 協定第7条第3項の規定により、被災事業者が被災に要した経費を一時立て替えて支弁した場合には、被災事業者は原則として当該年度内に被災事業者に対して請求するものとする。</p>	<p>第8条（経費の負担等） ①被災活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。 ②被災事業者の職員が被災活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては被災事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。 ③被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。 ④被災事業者の職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。 ⑤前4項の定めによりがたいときは関係事業者が協議して定めるものとする。</p> <p>第10条（経費の負担）（実施細則） 協定第8条第3項の規定により、被災事業者が被災に要した経費を一時立て替えて支弁した場合には、被災事業者は原則として当該立て替えて支弁した年度内に被災事業者に対して当該経費を請求するものとする。</p>

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内
	<p>第10条（公務災害補償に関する請求手続き） 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。</p>	<p>第8条（公務災害補償に関する請求手続き） 応援事業者の職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続きは、当該職員の所属する応援事業者が行うものとする。なお、災害の事実関係を明らかにした報告書、公務災害についての意見書等、請求に必要な書類の作成については被災事業者が協力するものとする。</p>	<p>第12条（公務災害補償に関する請求手続き）（実施細則） ①応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。 ②応援事業者は、前項に規定する補償に関する請求手続きを行った結果について、被災事業者に報告するものとする。</p>	<p>—</p>	<p>第10条（公務災害補償に関する請求手続き） ①応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。 ②応援事業者は、前項に規定する請求手続きを行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。</p>	<p>第8条（公務災害補償に関する請求手続き） ①応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。 ②応援事業者は、前項に規定する請求手続きを行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。</p>	<p>第9条（公務災害補償に関する請求手続き） ①応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。 ②応援事業者は、前項に規定する請求手続きを行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。</p>
	<p>第9条（幹事事業者の選定及び情報の交換）（実施細則） ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定する。任期は2年とし、再任を妨げないものとする。 ③各協定事業者は、第1項に規定する関係資料を毎年4月1日までに幹事事業者へ送付する。また幹事事業者は、当該情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付するものとする。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ送付するものとし、幹事事業者は報告された情報を他の協定事業者へ送付するものとする。 ⑤幹事事業者は協定第12条に規定する連絡会議の事務局を務めるものとする。</p>	<p>第9条（幹事の選任） ①被災事業者からの応援要請の受理及び次条に定める連絡会議を円滑に実施する等のため、協定事業者の中から幹事及び副幹事（以下「幹事事業者」という。）を互選により選任する。 ②幹事事業者の任期は2年とし、再選を妨げない。 ③幹事は、定期的に連絡会議を招集するものとする。</p>	<p>—</p>	<p>第13条（幹事等の選任） ①前条に規定する応援連絡会議を円滑に実施するため、事務局を担当する幹事及び副幹事（以下「幹事等」という。）を、代表事業者からそれぞれ1名ずつ選任する。 ②幹事等の任期は4年とし、再任を妨げない。 ③幹事は必要に応じ、応援連絡会議を招集することができる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>第9条（情報の交換）（実施細則） ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定する。任期は1年とし、再任を妨げないものとする。 ③各協定事業者は、第1項に規定する関係資料を毎年5月末日までに幹事事業者へ送付する。また、幹事事業者は、当該情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付するものとする。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ報告するものとし、幹事事業者は報告された情報を他の協定事業者へ報告するものとする。</p>
	<p>第12条（連絡会議の開催等） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。</p> <p>第11条（連絡会議の開催等）（実施細則） 協定第12条に規定する連絡会議においては、次の各号に掲げる事項等を実施する。 （1）第9条第2項に規定する幹事事業者の選定 （2）第12条に規定する訓練の事前調整等 （3）相互応援に関する情報交換等 （4）協定第15条に規定する疑義事項の協議</p> <p>第13条（訓練） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>第12条（訓練）（実施細則） ①協定第13条の規定による訓練の実施に当たっては、協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、第2条の規定に基づく応援の要請に関する演習を盛り込むよう努めるものとする。 ②前項の訓練については、第9条第2項に規定する幹事事業者が事務局を務めるものとする。</p>	<p>第10条（連絡会議の開催） 次の各号に掲げる事項等を実施するため、前条第3項の規定により、幹事は、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。 （1）第11条に定める情報交換 （2）第12条に定める本協定以外の応援等の調整 （3）相互支援に関する情報交換及び訓練、研修等の実施 （4）その他</p>	<p>—</p>	<p>第12条（応援連絡会議の開催） 相互応援に関する情報交換等を実施するために、応援連絡会議を開催する。</p> <p>第13条（応援連絡会議）（実施細則） ①応援連絡会議には、必要に応じて、オブザーバーとして近畿経産局その他関係者の参加を求めることができる。 ②定例の応援連絡会議は、近畿ブロック工業用水道事業者会議に併せて開催するものとする。</p>	<p>第12条（連絡会議の開催等）（実施細則） 協定第12条に規定する連絡会議においては、次の各号に掲げる事項等を実施する。 （1）第9条第2項に規定する幹事事業者の選定 （2）第12条に規定する訓練の事前調整等 （3）相互応援に関する情報交換等 （4）協定第15条に規定する疑義事項の協議</p> <p>第13条（訓練） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>第12条（訓練）（実施細則） ①協定第13条の規定による訓練の実施に当たっては、協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、第2条の規定に基づく応援の要請に関する演習を盛り込むよう努めるものとする。 ②前項の訓練については、第9条第2項の幹事事業者が事務局を務めるものとする。</p>	<p>第10条（訓練） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>第11条（訓練）（実施細則） ①協定第10条の規定による訓練の実施に当たっては、協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、第2条の規定に基づく調整の依頼及び応援の要請に関する演習を盛り込むよう努めるものとする。 ②前項の訓練については、第9条第2項の幹事事業者が事務局を務めるものとする。</p>	<p>第11条（連絡会議の開催等）（実施細則） 協定第11条に規定する連絡会議においては、次の各号に掲げる事項等を実施する。 （1）第9条第2項に規定する幹事事業者の選定 （2）第12条に規定する訓練の事前調整等 （3）相互応援に関する情報交換等 （4）協定第14条に規定する疑義事項の協議</p> <p>第12条（訓練） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>第12条（訓練）（実施細則） ①協定第12条の規定による訓練の実施に当たっては、協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、第2条の規定に基づく応援の要請に関する演習を盛り込むよう努めるものとする。 ②前項の訓練については、第9条第2項の幹事事業者が事務局を務めるものとする。</p>
	<p>第8条（情報の交換） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、実施細則に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。</p>	<p>第11条（情報の交換） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。</p>	<p>第6条（情報の交換） 各事業者は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。</p>	<p>第10条（資料の整理） 事業者は、応援を円滑に実施するために必要な資料を整理しておくものとする。</p>	<p>第8条（情報の交換） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。</p>	<p>第6条（情報の交換） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。</p>	<p>第7条（情報の交換） 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。</p>

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内
	<p>第11条（関係機関等との連携） この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、一般社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。</p> <p>第14条（他の協定との関係） この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。</p>	<p>第12条（他の地方への応援の調整等） 災害時の広域応援に関する協定等、本協定とは別途に締結されている協定等の定めにより、又は協定事業者以外の他の工業用水道事業者等に対して応援を行う場合若しくは応援を要請する場合は、幹事は第10条に定める連絡会議を開いて協定事業体に諮った上、協定事業体を代表して、国、社団法人日本工業用水協会等と連絡をとりながら応援の連絡・調整等を行うものとする。</p>	<p>第14条（水道災害相互応援との連絡調整）（実施細則） 応援主管事業者は、東海四県の水道事業者間で締結されている「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」（以下「覚書」という。）による応援活動が同時に実施される場合には、双方の応援活動を円滑に進めるため、覚書に規定される応援主管県と連絡調整を行うものとする。</p>	<p>第5条（圏域外への応援要請） ①被災事業者は、圏域外の事業者に応援を要請しようとする場合は、代表事業者と調整しなければならない。 ②圏域内の代表事業者は、前項に規定する調整により、圏域外からの応援が必要と判断した場合は、応援主管圏域の代表事業者に対し、応援の要請をしなければならない。 ③前条第2項の規定は、圏域外の事業者に応援を要請する場合について準用する。</p> <p>第6条（圏域外からの応援要請への対応） ①前条第2項の規定により応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災事業者、被災圏域の代表事業者及び応援副主管圏域の代表事業者と調整の上、他の事業者に対して応援の要請をすることができる。 ②前条第2項の応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災圏域の代表事業者、応援副主管圏域の代表事業者、応援を行う事業者（以下「応援事業者」という。）、経済産業省近畿経済産業局（以下「近畿経産局」という。）、一般社団法人日本工業用水協会その他関係者と調整の上、被災事業者に対し、応援の内容を連絡するものとする。</p> <p>第11条（関係機関等との連携） この覚書に基づく応援を実効あるものとするため、事業者は平素から近畿経産局その他防災関係機関及び部局と十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ確かな対応に万全を期するよう努める。</p> <p>第14条（水道災害相互応援等との連絡調整）（実施細則） 事業者は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等の応援活動が同時に実施される場合には、工業用水道事業者の応援活動が円滑に実施できるよう関係機関と連絡調整を行うものとする。</p>	<p>第11条（関係機関等との連携） この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。</p> <p>第14条（他の協定との関係） この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。</p>	<p>第9条（関係機関等との連携） この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。</p>	<p>第10条（国への応援の要請） 応援主管事業者は、この協定に基づく被災事業者への応援活動ができない場合は九州経済産業局へ応援要請するものとする。</p> <p>第13条（他の協定との関係） この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。</p>
	<p>第7条（物資等の携行） 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、実施細則に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。</p>	-	-	<p>第9条（物資等の携行） 応援事業者は、第4条及び第5条に規定する要請又は前条の規定により、被災事業者に職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。</p>	<p>第7条（物資等の携行） 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。</p>	<p>第5条（物資等の携行） 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。</p>	<p>第6条（物資等の携行） 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。</p>
	<p>第15条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、実施細則に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第14条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第7条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、関係事業者が、協議して定めるものとする。</p>	<p>第14条（その他） ①この覚書の実施に関し必要な細則事項は、別に協議して定めるものとする。 ②この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。</p>	<p>第15条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第11条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第14条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>

災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内
協定書の名称	東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定実施細則	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則	近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書実施細則	中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定実施細則	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定実施細則	九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定実施細則
施行年月日	令和4年10月1日（第14条）	平成11年1月5日（第12条）	平成9年3月1日（附則）	平成31年4月1日（附則）	令和4年4月1日（一部変更協定）	平成31年4月1日（第13条）	平成27年11月5日（第14条）
施行期間	附則 ①令和4年3月7日に締結された「東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定実施細則」は、これを廃止する。	-	-	-	第14条（施行期間） この実施細則は、平成23年2月1日から施行する。また、実施細則満了期日は、平成23年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、実施細則期日を1年間延長し、その後も同様とする。	-	第14条（施行期間） この実施細則は、平成27年11月5日から施行する。また、実施細則満了期日は、平成28年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、実施細則期日を1年間延長し、その後も同様とする。
各条の概要	第1条（趣旨） この実施細則は、東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 第4条（応援主管事業者の業務等） ①応援主管事業者は、被災事業者と連絡をとりながら、次に掲げる業務を実施する。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報の把握 （2）応援内容の把握 （3）他の応援事業者への応援活動の仕分け （4）応援活動を行う場所への交通経路に係る情報収集 （5）国及び一般社団法人日本工業用水協会との連絡及び調整 （6）協定事業者相互の連絡及び調整 （7）その他応援活動に関して必要な業務 ②応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部及び応援活動の実施を求めることができるものとし、協力依頼書（様式第2号）により依頼を行うものとする。 ③応援主管事業者は、第1項の業務について応援計画を取りまとめ、被災事業者に伝達するものとする。	第1条（趣旨） この実施細則は、関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第14条第1項の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条（応援主管事業者の業務） ①協定書第3条4項の規定に基づく応援主管事業者の業務は、次のとおりとする。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報の把握 （2）応援内容の把握 （3）他の協定事業者への応援作業の仕分け （4）被災事業者への交通経路に係る情報収集 （5）国及び社団法人日本工業用水協会との連絡・調整 （6）協定事業者相互の連絡調整 （7）前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務 ②応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部の処理を求めることができるものとする。	第1条（趣旨） この実施細則は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条（応援主管事業者の業務） ①協定書第2条第2項に規定する応援主管事業者は、原則として被災事業者の被災地に最も交通至便な隣接事業者とする。ただし、広範囲な災害の場合は、応援事業者の間で速やかに協議した上で決定するものとする。 ②協定書第2条第3項の規定に基づく応援主管事業者の業務は、次のとおりとする。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び状況把握 （2）応援要請の内容の把握 （3）他の応援事業者への応援要請内容の仕分け （4）被災事業者への交通経路に係る情報収集 （5）事業者相互の連絡調整 ③応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部の実施を求めることができるものとする。	第1条（趣旨） ①この実施細則は、「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」（以下「覚書」という。）第14条第1項の規定に基づき、覚書の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 ②災害の範囲（協定・覚書のとおり） 第2条（応援主管圏域の代表事業者の業務） ①覚書第3条に規定する応援主管圏域の代表事業者の業務は、次のとおりとする。 （1）被災事業者、被災圏域の代表事業者及び応援副主管圏域の代表事業者との連絡調整 （2）他の事業者に対するの応援要請 （3）被災圏域の代表事業者、応援副主管圏域の代表事業者及び応援事業者、近畿経産局、一般社団法人日本工業用水協会その他関係者との応援内容の調整 （4）被災事業者への応援内容の連絡 （5）前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務 ②応援主管圏域の代表事業者は、業務の遂行が困難な場合、応援副主管圏域の代表事業者又は他の代表事業者による業務の代行を要請することができる。	第1条（趣旨） この実施細則は、中国地域における工業用水道被災時の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 第4条（応援主管事業者の業務等） ①応援主管事業者は、被災事業者と連絡をとりながら、次に掲げる業務を実施する。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報の把握 （2）応援内容の把握 （3）他の応援事業者への応援活動の仕分け （4）応援活動を行う場所への交通経路に係る情報収集 （5）国及び社団法人日本工業用水協会との連絡及び調整 （6）協定事業者相互の連絡及び調整 （7）その他応援活動に関して必要な業務 ②応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部の実施を求めることができるものとする。他の応援事業者は、分担する業務について応援計画を策定し、応援主管事業者に伝達するものとする。 ③応援主管事業者は、第1項の業務について応援計画を取りまとめ、被災事業者に伝達するものとする。	第1条（趣旨） この実施細則は、四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 第4条（応援主管事業者の業務等） ①応援主管事業者は、被災事業者と連絡をとりながら、次に掲げる業務を実施する。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報の把握 （2）応援内容の把握 （3）他の応援事業者への応援活動の仕分け （4）応援活動を行う場所への交通経路に係る情報収集 （5）国及び社団法人日本工業用水協会との連絡及び調整 （6）協定事業者相互の連絡調整 （7）その他応援活動に関して必要な業務 ②応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部の処理を求めることができるものとする。 ③応援事業者は、分担する業務について応援計画を立て、応援主管事業者に伝達するものとする。 ④応援主管事業者は、前項の応援計画を取りまとめ、被災事業者に伝達するものとする。	第1条（趣旨） この実施細則は、九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 第4条（応援主管事業者の業務等） ①応援主管事業者は、被災事業者と連絡をとりながら、次に掲げる業務を実施する。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報の把握 （2）応援内容の把握 （3）他の応援事業者への応援活動の仕分け （4）応援活動を行う場所への交通経路に係る情報収集 （5）協定第10条の規定による国への応援要請 （6）協定事業者相互の連絡及び調整 （7）その他応援活動に関して必要な業務 ②応援主管事業者は、被災事業者に対し、前項の業務の一部の実施を求めることができるものとする。被災事業者は、分担する業務について応援計画を策定し、応援主管事業者に伝達するものとする。 ③応援主管事業者は、第1項の業務について応援計画を取りまとめ、被災事業者に伝達するものとする。
	-	-	-	第3条（被災圏域の代表事業者の業務代行） 被災圏域の代表事業者は、覚書第2条第2項及び第5条第2項の規定による業務の遂行が困難な場合、当該圏域の他の事業者又は応援主管圏域の代表事業者による業務の代行を要請することができる。	-	-	-

災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内																																																																																	
	<p>第2条（応援の要請等の手続）</p> <p>①協定第4条に規定する応援主管事業者及び応援副主管事業者は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>被災事業者</th> <th>応援主管事業者</th> <th>応援副主管事業者</th> </tr> <tr> <td>青森県内事業者</td> <td>岩手県</td> <td>山形県</td> </tr> <tr> <td>岩手県内事業者</td> <td>秋田県</td> <td>福島県</td> </tr> <tr> <td>秋田県内事業者</td> <td>青森県</td> <td>宮城県</td> </tr> <tr> <td>宮城県内事業者</td> <td>福島県</td> <td>秋田県</td> </tr> <tr> <td>山形県内事業者</td> <td>宮城県</td> <td>青森県</td> </tr> <tr> <td>福島県内事業者</td> <td>山形県</td> <td>岩手県</td> </tr> </table> <p>②被災事業者が協定第5条第1項の規定により応援の要請を行う場合は、前項の区分に従い、第一に応援主管事業者、第二に応援副主管事業者の順に行う。</p> <p>また、被災地域が広域で、上記による応援の要請等の手続が困難な場合は、連絡がとれた応援事業者と応援活動に係る連絡及び調整を行うものとする。この場合、連絡がとれた応援事業者が応援主管事業者の業務を遂行することとする。</p> <p>※応援要請に係るフローチャートを【別表1】に定める。</p> <p>③協定第5条第1項の規定による応援の要請は、応援要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により応援の要請を行い、後日応援要請書を速やかに提出するものとする。</p> <p>④被災事業者は、第2項の応援の要請を行う際には、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。</p> <p>(1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項</p> <p>(4) 応援を要請する人員に関する事項 (5) 応援現場及びその経路 (6) 応援の期間 (7) その他応援活動に関して必要な事項</p> <p>⑤応援副主管事業者が、応援主管事業者に代わってその業務を遂行する場合において、次条以下の「応援主管事業者」は「応援副主管事業者」と読み替えるものとする。</p>	被災事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者	青森県内事業者	岩手県	山形県	岩手県内事業者	秋田県	福島県	秋田県内事業者	青森県	宮城県	宮城県内事業者	福島県	秋田県	山形県内事業者	宮城県	青森県	福島県内事業者	山形県	岩手県	<p>第3条（応援要請の手続）</p> <p>①被災事業者は、幹事事業体に対して電話又は電信等により応援の可否を照会し、応援の承諾が得られたときは、応援要請を行うものとする。ただし、連絡手段の状況によっては、他のいずれかの協定事業体に対して照会、要請等を行うことができるものとする。この場合において、連絡を受けた協定事業体は、直ちに幹事事業体に取り次ぐものとする。</p> <p>②協定書第4条第1項に規定する別に定める内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項 (4) 応援を要請する人員に関する事項 (5) 応援現場及び応援現場への経路 (6) 応援の期間 (7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項</p> <p>③被災事業者は、応援主管事業体から応援を受けた場合には、速やかに応援主管事業体に応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。</p>	<p>第3条（応援要請の手続）</p> <p>①被災事業者は、他のいずれかの事業体に対してとりあえず電話又は電信等により応援の可否を照会し、当該事業体が応援を承諾した場合には、応援要請を行うものとする。</p> <p>②協定書第4条に規定する別に定める内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項 (4) 応援を要請する職員に関する事項 (5) 応援基地及び応援基地への経路 (6) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項</p> <p>③被災事業者は、応援主管事業体から連絡を受けた場合には、速やかに応援主管事業体に応援要請書(様式第1条)を送付するものとする。</p>	<p>第4条（応援要請の手続）</p> <p>①応援要請は、必要とする応援内容を明示して文書(様式1)によりこれを行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により応援を要請し、後日、文書を速やかに提出するものとする。</p> <p>②応援要請文書には次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1) 応援を要請する理由 (2) 工業用水道施設の被災状況 (3) 応援要請内容(職員派遣、要請資機材等) (4) 現況交通網の状況(応援基地及び応援基地への経路) (5) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項</p>	<p>第2条（応援の要請等の手続）</p> <p>①被災事業者が協定第5条第1項の規定により、代表事業者に応援の要請を行う場合の代表事業者の順序は、下の表のとおりとする。上位の順位の代表事業者が被災し、対応が困難である場合は、次の順位の代表事業者に連絡を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>「応援の要請先」</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> <th>第4順位</th> <th>第5順位</th> </tr> <tr> <td>鳥取県内事業者</td> <td>鳥取県</td> <td>鳥取県</td> <td>岡山県</td> <td>広島県</td> <td>山口県</td> </tr> <tr> <td>島根県内事業者</td> <td>鳥取県</td> <td>広島県</td> <td>山口県</td> <td>岡山県</td> <td>企業団</td> </tr> <tr> <td>岡山県内事業者</td> <td>鳥取県</td> <td>広島県</td> <td>山口県</td> <td>鳥取県</td> <td>企業団</td> </tr> <tr> <td>広島県内事業者</td> <td>鳥取県</td> <td>山口県</td> <td>岡山県</td> <td>鳥取県</td> <td>高知県</td> </tr> <tr> <td>山口県内事業者</td> <td>鳥取県</td> <td>山口県</td> <td>岡山県</td> <td>鳥取県</td> <td>高知県</td> </tr> </table> <p>(1) 本表に示す事業者は、協定第3条に規定する「代表事業者」を充てる。</p> <p>(2) 協定第5条第2項の規定に示すとおり、応援主管事業者は、速やかに各圏域の代表事業者に対して、応援活動に係る連絡及び調整を行うものとする。また、連絡を受けた各圏域の代表事業者は、自圏域内の他の応援事業者に対して、応援活動に係る連絡及び調整を行うものとする。</p> <p>※応援要請に係るフローチャートを【別表1】に定める。</p> <p>(3) 被災事業者が、第1順位の事業者の場合は、第2順位の事業者に応援要請を行うものとする。</p> <p>(4) 被災地域が広域で、上記による応援の要請等の手続が困難な場合は、連絡がとれた被災事業者と応援活動に係る連絡及び調整を行うものとする。</p> <p>②協定第5条第1項の規定による応援の要請は、応援要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により応援の要請を行い、後日応援要請書を速やかに提出するものとする。</p> <p>③被災事業者は、第1項の応援の要請を行う際には、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。</p> <p>(1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項</p> <p>(4) 応援を要請する人員に関する事項 (5) 応援現場及びその経路 (6) 応援の期間 (7) その他応援活動に関して必要な事項</p>	「応援の要請先」	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	鳥取県内事業者	鳥取県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	島根県内事業者	鳥取県	広島県	山口県	岡山県	企業団	岡山県内事業者	鳥取県	広島県	山口県	鳥取県	企業団	広島県内事業者	鳥取県	山口県	岡山県	鳥取県	高知県	山口県内事業者	鳥取県	山口県	岡山県	鳥取県	高知県	<p>第2条（応援の要請等の手続）</p> <p>①被災事業者が協定第3条第1項の規定により協定事業者に応援に関する調整の依頼を行う場合の当該協定事業者の順序は、別表のとおりとする。</p> <p>②協定第3条第3項の規定による応援の要請は、応援要請書(様式第1号)を提出して行うものとする。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により応援の要請を行い、後日応援要請書を速やかに提出するものとする。</p> <p>③被災事業者は、第1項の調整の依頼及び前項の応援の要請を行う際には、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。</p> <p>(1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項</p> <p>(4) 応援を要請する人員に関する事項 (5) 応援現場及びその経路 (6) 応援の期間 (7) その他応援活動に関して必要な事項</p> <table border="1"> <tr> <th>被災事業者</th> <th colspan="3">応援に関する調整の依頼先</th> </tr> <tr> <td></td> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>香川県広域水道企業団</td> <td>愛媛県</td> <td>高知県</td> </tr> <tr> <td>香川県広域水道企業団</td> <td>愛媛県</td> <td>高知県</td> <td>徳島県</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>高知県</td> <td>徳島県</td> <td>香川県広域水道企業団</td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>徳島県</td> <td>香川県広域水道企業団</td> <td>愛媛県</td> </tr> </table> <p>備考 上位の順位の協定事業者が被災事業者である場合は、次の順位の協定事業者に連絡を行う。</p>	被災事業者	応援に関する調整の依頼先				第1順位	第2順位	第3順位	徳島県	香川県広域水道企業団	愛媛県	高知県	香川県広域水道企業団	愛媛県	高知県	徳島県	愛媛県	高知県	徳島県	香川県広域水道企業団	高知県	徳島県	香川県広域水道企業団	愛媛県	<p>第2条（応援の要請等の手続）</p> <p>①被災事業者が協定第4条第1項の規定により、代表事業者に応援の要請を行う場合は、自圏域の代表事業者とする。</p> <p>②第1項の規定にかかわらず、被災事業者は、他の協定事業者に応援を要請することができる。要請を受けた協定事業者は応援主管事業者になるものとする。</p> <p>③協定第4条第2項の規定に示すとおり、応援主管事業者は、速やかに各圏域の代表事業者及び自圏域内の応援事業者に対して、応援活動に係る連絡及び調整を行うものとする。また、連絡を受けた各圏域の代表事業者は、自圏域内の他の応援事業者に対して、応援活動に係る連絡及び調整を行うものとする。</p> <p>④協定第10条の規定に示すとおり、応援主管事業者は、協定に基づく応援活動ができない場合は、速やかに九州経済産業局へ応援要請するものとする。</p> <p>⑤協定第4条第1項の規定による応援の要請は、応援要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により応援の要請を行い、後日応援要請書を速やかに提出するものとする。</p> <p>⑥被災事業者は、第1項の応援の要請を行う際には、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。</p> <p>(1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項</p> <p>(4) 応援を要請する人員に関する事項 (5) 応援現場及びその経路 (6) 応援の期間 (7) その他応援活動に関して必要な事項</p>
被災事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者																																																																																						
青森県内事業者	岩手県	山形県																																																																																						
岩手県内事業者	秋田県	福島県																																																																																						
秋田県内事業者	青森県	宮城県																																																																																						
宮城県内事業者	福島県	秋田県																																																																																						
山形県内事業者	宮城県	青森県																																																																																						
福島県内事業者	山形県	岩手県																																																																																						
「応援の要請先」	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位																																																																																			
鳥取県内事業者	鳥取県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県																																																																																			
島根県内事業者	鳥取県	広島県	山口県	岡山県	企業団																																																																																			
岡山県内事業者	鳥取県	広島県	山口県	鳥取県	企業団																																																																																			
広島県内事業者	鳥取県	山口県	岡山県	鳥取県	高知県																																																																																			
山口県内事業者	鳥取県	山口県	岡山県	鳥取県	高知県																																																																																			
被災事業者	応援に関する調整の依頼先																																																																																							
	第1順位	第2順位	第3順位																																																																																					
徳島県	香川県広域水道企業団	愛媛県	高知県																																																																																					
香川県広域水道企業団	愛媛県	高知県	徳島県																																																																																					
愛媛県	高知県	徳島県	香川県広域水道企業団																																																																																					
高知県	徳島県	香川県広域水道企業団	愛媛県																																																																																					

災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内
	<p>第2条（応援の要請等の手続き） ②のとおり。 ③のとおり。 ④のとおり。</p> <p>第4条（応援主管事業者の業務等） ①～③のとおり。</p>	<p>第4条（応援実施の手続き） ①前条第1項の規定により応援要請を受けた幹事事業体は、要請事項の確認後、その応援要請を他の協定事業体、国及び社団法人日本工業用水協会に連絡するとともに、速やかに協定書第3条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定するものとする。 ②応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第1項に規定する業務を実施するものとする。 ③応援事業体は、分担する作業について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達するものとする。 ④応援主管事業体は、前項の応援計画をとりまとめ、被災事業体に伝達するものとする。</p>	<p>第4条（応援実施の手続き） ①前条第1項の規定により応援要請を受けた事業体は、要請事項の確認後、速やかに協定書第2条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定するものとする。 ②応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第2項の規定に基づく業務を実施するものとする。 ③応援事業体は、分担する要請事項について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達するものとする。 ④応援主管事業体は前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達するものとする。</p>	<p>第5条（応援実施の手続き） ①応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、関係者と調整の上、被災事業者に対して、応援計画の内容を文書（様式2）により連絡するものとする。 ②応援計画文書には職員派遣、要請資機材等の応援内容を記載するものとする。</p>	<p>第2条（応援の要請等の手続き） ①の（1）、（2）のとおり。</p> <p>第4条（応援主管事業者の業務等） ②のとおり。 ③のとおり。</p>	<p>第4条（応援主管事業者の業務等） ③のとおり。 ④のとおり。</p>	<p>第2条（応援の要請等の手続き） ③のとおり。 ④のとおり。</p> <p>第4条（応援主管事業者の業務等） ②のとおり。 ③のとおり。</p>
	<p>第8条（応援の終了報告） ①応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を取りまとめた書類を作成し、応援主管事業者に送付するものとする。 ②応援主管事業者は、応援終了報告書（様式第3号）に前項の書類を添付し、被災事業者に送付するものとする。</p>	<p>第5条（応援の終了報告） ①応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付するものとする。 ②応援主管事業体は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業体に送付するものとする。</p>	<p>第5条（応援終了報告） ①応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付するものとする。 ②応援主管事業体は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業体に送付するものとする。</p>	<p>第6条（応援終了報告） ①応援活動は、被災事業者と応援事業者が協議して終了するものとする。 ②応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を書類にして、応援主管圏域の代表事業者に報告するものとする。 ③応援主管圏域の代表事業者は、その書類を応援終了報告書（様式3）に添付し、被災事業者に提出するものとする。 ④応援事業者は、自圏域内の応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を書類にして応援終了報告書に添付し、被災事業者に提出するものとする。なお、その旨、自圏域の代表事業者に報告するものとする。</p>	<p>第8条（応援の終了報告） ①応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を取りまとめた書類を作成し、応援主管事業者に送付するものとする。 ②応援主管事業者は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業者に送付するものとする。</p>	<p>第8条（応援の終了報告） ①応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業者に送付するものとする。 ②応援主管事業者は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業者に送付するものとする。</p>	<p>第8条（応援の終了報告） ①応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を取りまとめた書類を作成し、応援主管事業者に送付するものとする。 ②応援主管事業者は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業者に送付するものとする。</p>
	<p>第5条（物資等の携行等） ①応援事業者は、協定第7条の規定により、応援活動のため派遣する職員（以下「派遣職員」という。）に被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させるものとする。 ②派遣職員は、事業者名及び災害に係る応援活動に従事する旨がわかるよう名札等を付けるものとする。</p>	<p>第6条（応援の体制） ①応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要なものを携行させるものとする。 ②応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した事業体名腕章等を着用するものとする。</p>	<p>第6条（応援の体制） ①応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。 ②応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した応援事業体名入りの腕章等を明示着用するものとする。</p>	<p>第7条（応援の体制） ①応援事業者は、応援職員を派遣するときは、作業用工具、食糧、被服、資金、その他必要なものを携行するものとする。 ②覚書第1条第3項の規定により、被災事業者より業者の派遣について要請があった場合は、応援事業者は職員とともに、応援に従事する業者（以下「応援業者」という。）等を派遣するものとする。 ③応援職員、応援業者等は、応援である旨を記した応援事業者名入りの腕章等の標識を着用するものとする。</p>	<p>第5条（物資等の携行等） ①応援事業者は、協定第7条の規定により、応援活動のため派遣する職員（以下「派遣職員」という。）に被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させるものとする。 ②派遣職員は、事業者名及び災害に係る応援活動に従事する旨がわかるように名札等を付けること。</p>	<p>第5条（物資等の携行等） ①応援事業者は、協定第5条の規定により、応援活動のため派遣する職員（以下「派遣職員」という。）に被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させるものとする。 ②派遣職員は、事業者名及び災害に係る応援活動に従事する旨がわかるように腕章等を着用すること。</p>	<p>第5条（物資等の携行等） ①応援事業者は、協定第6条の規定により、応援活動のため派遣する職員（以下「派遣職員」という。）に被災の状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させるものとする。 ②派遣職員は、事業者名及び災害に係る応援活動に従事する旨がわかるように腕章等を着用すること。</p>
	<p>第7条（受け入れ体制等） ①被災事業者は、派遣職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、当該確保を応援事業者に求めることができるものとする。 ②被災事業者は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資材置き場等を確保し、これらを管理するものとする。 ③被災事業者は、応援主管事業者に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。</p>	<p>第7条（受け入れ体制） ①被災事業体は、応援職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができるものとする。 ②被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これを管理するものとする。 ③被災事業体は、応援主管事業体の求めに応じて、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。</p>	<p>第7条（受け入れ体制） ①被災事業体は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができるものとする。 ②被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理するものとする。 ③被災事業体は、応援主管事業体の求めに応じて、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。</p>	<p>第8条（受け入れ体制） 被災事業者は、応援事業者が応援活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、業務環境（業務スペース、駐車場等）や生活環境（宿舎、食糧等）を可能な限り確保しておくものとする。</p>	<p>第7条（受け入れ体制等） ①被災事業者は、派遣職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、当該確保を応援事業者に求めることができるものとする。 ②被災事業者は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理するものとする。 ③被災事業者は、応援主管事業者に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。</p>	<p>第7条（受け入れ体制等） ①被災事業者は、派遣職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、当該確保を応援事業者に求めることができるものとする。 ②被災事業者は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理するものとする。 ③被災事業者は、応援主管事業者に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。</p>	<p>第7条（受け入れ体制等） ①被災事業者は、派遣職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、当該確保を応援事業者に求めることができるものとする。 ②被災事業者は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理するものとする。 ③被災事業者は、応援主管事業者に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供するものとする。</p>

災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	東北管内	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内	九州管内
	<p>第3条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対して、応援を要する緊急の復旧作業の範囲を指示し、応援事業者は、応援主管事業者から指示のあった範囲内で応援活動を実施する。</p>	<p>第8条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対し復旧作業の範囲を指示し、その範囲内の復旧活動は、応援事業者の責任で行うことを原則とする。</p>	<p>第8条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対し、復旧作業の範囲を明確に指示し、その範囲の復旧活動の実施は、応援事業者側の責任で行うことを原則とする。</p>	<p>第9条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援事業者に対し、復旧の範囲を明確に示し、その範囲内の応援活動の実施は、応援事業者側の責任で行うことを原則とする。 ②被災事業者は、情報連絡を一元化するため、災害が発生後、速やかに連絡調整責任者を定め、応援主管圏域又は自圏域の代表事業者へ通知するものとする。 ③応援業者等が行う応援活動における指揮命令等については、応援事業者の指揮命令体制下で行動するものとする。</p>	<p>第3条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対して応援を要する緊急の復旧措置の範囲を指示し、応援事業者は、当該範囲内で応援活動を実施する。</p>	<p>第3条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対し応援を要する緊急の復旧措置の範囲を指示し、当該範囲内の復旧活動の実施は、応援事業者の責任で行うことを原則とする。</p>	<p>第3条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対して応援を要する緊急の復旧措置の範囲を指示し、当該範囲内で応援活動を実施する。</p>
	<p>第6条（応援期間及び服務） 派遣職員の応援期間は、同一の職員につき継続して1ヶ月未満を原則とし、その服務は、公務による出張とする。</p>	<p>第9条（応援期間及び服務） 応援職員の応援期間は、同一職員につき継続して1か月未満を原則とし、服務は、公務出張とする。</p>	<p>第10条（応援期間及び服務） 応援職員の応援期間は、同一職員に対して継続して1か月未満とし、服務は、公務出張によることとする。</p>	<p>—</p>	<p>第6条（応援期間及び服務） 派遣職員の応援期間は、同一の職員につき継続して1か月未満を原則とし、その服務は、公務による出張とする。</p>	<p>第6条（応援期間及び服務） 派遣職員の応援期間は、同一の職員につき継続して1か月未満を原則とし、服務は、公務による出張とする。</p>	<p>第6条（応援期間及び服務） 派遣職員の応援期間は、同一の職員につき継続して1か月未満を原則とし、その服務は、公務による出張とする。</p>
	<p>第9条（幹事事業者の選定及び情報の交換） ①協定第8条に規定する関係資料等の必要な情報は、次のとおりとする。（様式第4号） （1）応援に関する連絡担当部課及び責任者を記載した応援体制表 （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び交通路を明記した地図 （3）物資及び資機材の備蓄状況 ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定する。任期は2年とし、再任を妨げないものとする。 ③各協定事業者は、第1項に規定する関係資料を毎年4月1日までに幹事事業者へ送付する。また幹事事業者は、当該情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付するものとする。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ送付するものとし、幹事事業者は報告された情報を他の協定事業者へ送付するものとする。 ⑤幹事事業者は協定第12条に規定する連絡会議の事務局を務めるものとする。</p>	<p>第10条（幹事及び副幹事） 協定書第9条に規定する幹事及び副幹事は、当面、別表に定める順序により任期の期間を務めるものとする。ただし、特別の事情により、これにより難い場合は、協定事業者で協議して定めるものとする。 第11条（情報の交換） ①協定書第11条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、協定事業者は、毎年6月末日までに幹事へ送付するものとする。なお、幹事は送付された情報を取りまとめ、協定事業者へ送付するものとする。 （1）応援に関する連絡担当部課、責任者を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図 ②前項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、協定事業者はその情報を幹事へ送付するものとする。幹事は送付された情報を取りまとめ、他の協定事業者へ送付するものとする。</p>	<p>第13条（情報の交換） ①協定書第6条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、東海四県及び名古屋市の工業用水担当課長（以下「甲」という。）は、毎年4月末日までに愛知県の工業用水課長（以下「乙」という。）へ送付するものとする。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付するものとする。 （1）応援に関する連絡担当部課等を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図 ②前2号の情報に変更が生じた場合には、その都度、甲はその情報を乙へ送付するものとする。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付するものとする。</p>	<p>第12条（情報の交換） ①事業者は、応援を迅速かつ円滑に遂行できるように、相互の連絡体制及び資料を整理しておくものとする。 ②事業者間の連絡体制は次のとおりとする。 （1）圏域代表事業者の連絡担当部課は別表のとおりとする。 （2）事業者は、覚書の実施に必要な情報連絡を行うため、担当部課及び担当責任者等の名簿を毎年6月1日現在で作成し、それぞれの圏域代表事業者へ報告するものとする。報告を受けた代表事業者は、名簿を取りまとめ自圏域の事業者へ通知するものとする。なお、変更が生じた場合も同様の取り扱いとする。 ③事業者は、施設位置図（取水場、浄水場、ポンプ場、配水池、工事事務所、営業所等）、管路図、施設台帳、資機材の備蓄状況等の資料を整理しておくとともに、被災を想定して保管場所を分散する等の対策を講じておくものとする。なお、管網図等については、弁類、排水管等の位置を明示するとともに、可能な限り各地点の流水方向・水圧・流量等を明示しておくものとする。 ④事業者ごとに施設の状況を勘案し、災害時に必要となる資機材を備蓄する体制を整備しておくものとする。</p>	<p>第9条（情報の交換） ①協定第8条に規定する関係資料等の必要な情報は、次のとおりとする。 （1）応援に関する連絡担当部課及び責任者を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び交通路を明記した地図 （3）物資及び資機材の備蓄状況 ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定する。任期は2年とし、再任を妨げないものとする。 ③各協定事業者は、第1項に規定する関係資料を毎年5月末日までに幹事事業者へ送付する。また、幹事事業者は、当該情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付するものとする。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ報告するものとし、幹事事業者は報告された情報を他の協定事業者へ報告するものとする。</p>	<p>第9条（情報の交換） ①協定第6条に規定する関係資料等必要な情報は、次のとおりとする。 （1）応援に関する連絡担当部課及び責任者を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、工業用水施設位置図（取水場、浄水場、ポンプ場等）及び交通路を明記した地図 （3）物資及び資機材の備蓄状況（様式第4号） ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定し、各協定事業者は、毎年5月末日までに当該情報を幹事事業者へ送付するものとする。 ③幹事事業者は、前項の規定により送付された情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付するものとする。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ報告するものとし、幹事事業者は送付された情報を他の協定事業者へ送付するものとする。</p>	<p>第9条（情報の交換） ①協定第7条に規定する関係資料等の必要な情報は、次のとおりとする。 （1）応援に関する連絡担当部課及び責任者を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、工業用水施設位置図（取水場、浄水場、ポンプ場等）及び交通路を明記した地図 （3）物資及び資機材の備蓄状況 ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定する。任期は1年とし、再任を妨げないものとする。 ③各協定事業者は、第1項に規定する関係資料を毎年5月末日までに幹事事業者へ送付する。また、幹事事業者は、当該情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付するものとする。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ報告するものとし、幹事事業者は報告された情報を他の協定事業者へ報告するものとする。</p>
	<p>第13条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第13条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第15条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第15条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第13条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第12条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第13条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。</p>

災害相互応援協定等の概要（様式集等）

<p>東北管内 (再掲)</p> <p>(応援主管事業者等) (第4条) (実施細則 第2条)</p> <table border="1"> <tr><td>被災事業者</td><td>応援主管事業者</td><td>応援副主管事業者</td></tr> <tr><td>青森県内事業者</td><td>岩手県</td><td>山形県</td></tr> <tr><td>岩手県内事業者</td><td>秋田県</td><td>福島県</td></tr> <tr><td>秋田県内事業者</td><td>青森県</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>宮城県内事業者</td><td>福島県</td><td>秋田県</td></tr> <tr><td>山形県内事業者</td><td>宮城県</td><td>青森県</td></tr> <tr><td>福島県内事業者</td><td>山形県</td><td>岩手県</td></tr> </table>	被災事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者	青森県内事業者	岩手県	山形県	岩手県内事業者	秋田県	福島県	秋田県内事業者	青森県	宮城県	宮城県内事業者	福島県	秋田県	山形県内事業者	宮城県	青森県	福島県内事業者	山形県	岩手県	<p>関東管内</p> <p>細則第10条 別表</p> <table border="1"> <tr><th>順序</th><th>幹事</th><th>副幹事</th></tr> <tr><td>1</td><td>茨城県</td><td>東京都</td></tr> <tr><td>2</td><td>栃木県</td><td>千葉県</td></tr> <tr><td>3</td><td>群馬県</td><td>川崎市</td></tr> <tr><td>4</td><td>埼玉県</td><td>横浜市</td></tr> <tr><td>5</td><td>東京都</td><td>茨城県</td></tr> <tr><td>6</td><td>千葉県</td><td>栃木県</td></tr> <tr><td>7</td><td>川崎市</td><td>群馬県</td></tr> <tr><td>8</td><td>横浜市</td><td>埼玉県</td></tr> </table>	順序	幹事	副幹事	1	茨城県	東京都	2	栃木県	千葉県	3	群馬県	川崎市	4	埼玉県	横浜市	5	東京都	茨城県	6	千葉県	栃木県	7	川崎市	群馬県	8	横浜市	埼玉県	<p>中部管内</p> <p>—</p>	<p>近畿管内 (応援主管圏域等) (第3条) (再掲)</p> <table border="1"> <tr><th>被災圏域</th><th>応援主管圏域</th><th>応援副主管圏域</th></tr> <tr><td>福井県</td><td>滋賀県</td><td>京都府</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>京都府</td><td>福井県</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>大阪府</td><td>和歌山県</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>兵庫県</td><td>京都府</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>大阪府</td><td>兵庫県</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>大阪府</td><td>兵庫県</td></tr> </table> <p>別表 各圏域代表事業者の連絡担当部署</p> <table border="1"> <tr><th>圏域</th><th>代表事業者</th><th>担当部署</th><th>連絡先(電話)</th></tr> <tr><td>福井県</td><td>福井県土木建設部</td><td>福井県建設部</td><td>075-822-1111</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>滋賀県土木部</td><td>滋賀県建設部</td><td>074-222-1111</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>京都府土木部</td><td>京都府建設部</td><td>075-742-1111</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>大阪府土木部</td><td>大阪府建設部</td><td>06-6242-1111</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>兵庫県土木部</td><td>兵庫県建設部</td><td>078-222-1111</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>和歌山県土木部</td><td>和歌山県建設部</td><td>073-422-1111</td></tr> </table>	被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域	福井県	滋賀県	京都府	滋賀県	京都府	福井県	京都府	大阪府	和歌山県	大阪府	兵庫県	京都府	兵庫県	大阪府	兵庫県	和歌山県	大阪府	兵庫県	圏域	代表事業者	担当部署	連絡先(電話)	福井県	福井県土木建設部	福井県建設部	075-822-1111	滋賀県	滋賀県土木部	滋賀県建設部	074-222-1111	京都府	京都府土木部	京都府建設部	075-742-1111	大阪府	大阪府土木部	大阪府建設部	06-6242-1111	兵庫県	兵庫県土木部	兵庫県建設部	078-222-1111	和歌山県	和歌山県土木部	和歌山県建設部	073-422-1111	<p>中国管内 第2条(応援の要請等の手続) (実施細則) (再掲)</p> <p>【応援の要請先】</p> <table border="1"> <tr><th>被災事業者</th><th>第1順位</th><th>第2順位</th><th>第3順位</th><th>第4順位</th><th>第5順位</th></tr> <tr><td>鳥取県内事業者</td><td>鳥取県企業局</td><td>鳥取県企業局</td><td>岡山県企業局</td><td>広島県企業局</td><td>山口県企業局</td></tr> <tr><td>鳥取県内事業者</td><td>鳥取県企業局</td><td>広島県企業局</td><td>山口県企業局</td><td>岡山県企業局</td><td>—</td></tr> <tr><td>岡山県内事業者</td><td>広島県企業局</td><td>鳥取県企業局</td><td>山口県企業局</td><td>鳥取県企業局</td><td>—</td></tr> <tr><td>広島県内事業者</td><td>広島県企業局</td><td>山口県企業局</td><td>岡山県企業局</td><td>鳥取県企業局</td><td>—</td></tr> <tr><td>山口県内事業者</td><td>山口県企業局</td><td>岡山県企業局</td><td>鳥取県企業局</td><td>鳥取県企業局</td><td>—</td></tr> </table>	被災事業者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	鳥取県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	広島県企業局	山口県企業局	鳥取県内事業者	鳥取県企業局	広島県企業局	山口県企業局	岡山県企業局	—	岡山県内事業者	広島県企業局	鳥取県企業局	山口県企業局	鳥取県企業局	—	広島県内事業者	広島県企業局	山口県企業局	岡山県企業局	鳥取県企業局	—	山口県内事業者	山口県企業局	岡山県企業局	鳥取県企業局	鳥取県企業局	—	<p>四国管内 第2条(応援の要請等の手続) (実施細則) (再掲)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr><th>被災事業者</th><th>応援に関する調整の被継先</th></tr> <tr><td>徳島県</td><td>香川県 第1順位、愛媛県 第2順位、高知県 第3順位</td></tr> <tr><td>香川県広域水道企業団</td><td>愛媛県、高知県</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>高知県、徳島県、香川県広域水道企業団</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>徳島県、香川県広域水道企業団、愛媛県</td></tr> </table> <p>備考 上位の順位の協定事業者が被災事業者である場合は、次の順位の協定事業者に連絡を行う。</p>	被災事業者	応援に関する調整の被継先	徳島県	香川県 第1順位、愛媛県 第2順位、高知県 第3順位	香川県広域水道企業団	愛媛県、高知県	愛媛県	高知県、徳島県、香川県広域水道企業団	高知県	徳島県、香川県広域水道企業団、愛媛県	<p>九州管内</p> <p>—</p>
被災事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者																																																																																																																																																			
青森県内事業者	岩手県	山形県																																																																																																																																																			
岩手県内事業者	秋田県	福島県																																																																																																																																																			
秋田県内事業者	青森県	宮城県																																																																																																																																																			
宮城県内事業者	福島県	秋田県																																																																																																																																																			
山形県内事業者	宮城県	青森県																																																																																																																																																			
福島県内事業者	山形県	岩手県																																																																																																																																																			
順序	幹事	副幹事																																																																																																																																																			
1	茨城県	東京都																																																																																																																																																			
2	栃木県	千葉県																																																																																																																																																			
3	群馬県	川崎市																																																																																																																																																			
4	埼玉県	横浜市																																																																																																																																																			
5	東京都	茨城県																																																																																																																																																			
6	千葉県	栃木県																																																																																																																																																			
7	川崎市	群馬県																																																																																																																																																			
8	横浜市	埼玉県																																																																																																																																																			
被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域																																																																																																																																																			
福井県	滋賀県	京都府																																																																																																																																																			
滋賀県	京都府	福井県																																																																																																																																																			
京都府	大阪府	和歌山県																																																																																																																																																			
大阪府	兵庫県	京都府																																																																																																																																																			
兵庫県	大阪府	兵庫県																																																																																																																																																			
和歌山県	大阪府	兵庫県																																																																																																																																																			
圏域	代表事業者	担当部署	連絡先(電話)																																																																																																																																																		
福井県	福井県土木建設部	福井県建設部	075-822-1111																																																																																																																																																		
滋賀県	滋賀県土木部	滋賀県建設部	074-222-1111																																																																																																																																																		
京都府	京都府土木部	京都府建設部	075-742-1111																																																																																																																																																		
大阪府	大阪府土木部	大阪府建設部	06-6242-1111																																																																																																																																																		
兵庫県	兵庫県土木部	兵庫県建設部	078-222-1111																																																																																																																																																		
和歌山県	和歌山県土木部	和歌山県建設部	073-422-1111																																																																																																																																																		
被災事業者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位																																																																																																																																																
鳥取県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	広島県企業局	山口県企業局																																																																																																																																																
鳥取県内事業者	鳥取県企業局	広島県企業局	山口県企業局	岡山県企業局	—																																																																																																																																																
岡山県内事業者	広島県企業局	鳥取県企業局	山口県企業局	鳥取県企業局	—																																																																																																																																																
広島県内事業者	広島県企業局	山口県企業局	岡山県企業局	鳥取県企業局	—																																																																																																																																																
山口県内事業者	山口県企業局	岡山県企業局	鳥取県企業局	鳥取県企業局	—																																																																																																																																																
被災事業者	応援に関する調整の被継先																																																																																																																																																				
徳島県	香川県 第1順位、愛媛県 第2順位、高知県 第3順位																																																																																																																																																				
香川県広域水道企業団	愛媛県、高知県																																																																																																																																																				
愛媛県	高知県、徳島県、香川県広域水道企業団																																																																																																																																																				
高知県	徳島県、香川県広域水道企業団、愛媛県																																																																																																																																																				
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>																																																																																																																																															
<p>【別表2】費用の負担区分</p> <table border="1"> <tr><th>被災事業者の負担すべき費用</th><th>応援事業者の負担すべき費用</th></tr> <tr><td>人件費等 ・超過勤務手当 ・深夜勤務手当 ・特殊勤務手当 ・非常勤職員増員増額手当 ・旅費(日当含む)</td><td>・給料 ・地域手当等基本的な手当</td></tr> <tr><td>管材料費 ・破り手、破管等</td><td></td></tr> <tr><td>工事請負費 ・材料費 ・労務費 ・機械器具賃料 ・運送費等</td><td></td></tr> <tr><td>車両、機材等の費用 ・燃料費(ガソリン、軽油) ・燃料費 ・燃料費 ・燃料費</td><td>・燃料</td></tr> <tr><td>宿泊費 ・食料費(弁当) ・宿泊費(仮設ハウス設置用、ホテム等宿泊費)</td><td>・旅行する食料費 ・旅行する宿泊、レント等 ・旅費(送迎札、タクシー代等) ・生活用品 ・その他福利厚生費</td></tr> <tr><td>その他事務費等 ・写真代(工事確認用) ・作業機具用品 ・通信費 ・トランシーバー ・測定器 ・印刷 ・コピー代</td><td>・写真代(記録・広報用) ・その他事務用品</td></tr> <tr><td>経費補助費用 ・応援職員の確保に対する応応的 な出張費 ・被災者に対する損害賠償金の負担 額(応援作業中)</td><td>・応援職員の災害補償費 ・出張中の公務災害 ・被災者に対する損害賠償金の負担 額(注意上)</td></tr> </table>	被災事業者の負担すべき費用	応援事業者の負担すべき費用	人件費等 ・超過勤務手当 ・深夜勤務手当 ・特殊勤務手当 ・非常勤職員増員増額手当 ・旅費(日当含む)	・給料 ・地域手当等基本的な手当	管材料費 ・破り手、破管等		工事請負費 ・材料費 ・労務費 ・機械器具賃料 ・運送費等		車両、機材等の費用 ・燃料費(ガソリン、軽油) ・燃料費 ・燃料費 ・燃料費	・燃料	宿泊費 ・食料費(弁当) ・宿泊費(仮設ハウス設置用、ホテム等宿泊費)	・旅行する食料費 ・旅行する宿泊、レント等 ・旅費(送迎札、タクシー代等) ・生活用品 ・その他福利厚生費	その他事務費等 ・写真代(工事確認用) ・作業機具用品 ・通信費 ・トランシーバー ・測定器 ・印刷 ・コピー代	・写真代(記録・広報用) ・その他事務用品	経費補助費用 ・応援職員の確保に対する応応的 な出張費 ・被災者に対する損害賠償金の負担 額(応援作業中)	・応援職員の災害補償費 ・出張中の公務災害 ・被災者に対する損害賠償金の負担 額(注意上)	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>																																																																																																																															
被災事業者の負担すべき費用	応援事業者の負担すべき費用																																																																																																																																																				
人件費等 ・超過勤務手当 ・深夜勤務手当 ・特殊勤務手当 ・非常勤職員増員増額手当 ・旅費(日当含む)	・給料 ・地域手当等基本的な手当																																																																																																																																																				
管材料費 ・破り手、破管等																																																																																																																																																					
工事請負費 ・材料費 ・労務費 ・機械器具賃料 ・運送費等																																																																																																																																																					
車両、機材等の費用 ・燃料費(ガソリン、軽油) ・燃料費 ・燃料費 ・燃料費	・燃料																																																																																																																																																				
宿泊費 ・食料費(弁当) ・宿泊費(仮設ハウス設置用、ホテム等宿泊費)	・旅行する食料費 ・旅行する宿泊、レント等 ・旅費(送迎札、タクシー代等) ・生活用品 ・その他福利厚生費																																																																																																																																																				
その他事務費等 ・写真代(工事確認用) ・作業機具用品 ・通信費 ・トランシーバー ・測定器 ・印刷 ・コピー代	・写真代(記録・広報用) ・その他事務用品																																																																																																																																																				
経費補助費用 ・応援職員の確保に対する応応的 な出張費 ・被災者に対する損害賠償金の負担 額(応援作業中)	・応援職員の災害補償費 ・出張中の公務災害 ・被災者に対する損害賠償金の負担 額(注意上)																																																																																																																																																				

